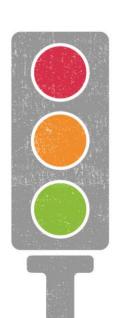


税務関連情報申告書 (DISIF) の

提出義務

Tax Division July 2015, Tax news No. 2

Tax News



去る 2015年7月2日、連邦政府の 官報に 2015年度税務運用細則¹第 3修正(以下、第3修正という) が公示され、2015年7月3日に発 効しました。

本稿では、この第3修正に追加規定されている、特にDISIF提出義務に関連する事項を総括的にお知らせします。提出義務となる具体的要件や効果についてはケースごとに検討が必要になります。

DISIF とは

スペイン語では、Declaración Informativa sobre su Situación Fiscal を略して DISIF といい、その意味は税務関連情報申告書です。
2014 年税制改正により税務監査²の適用が任意となったことにより、税務監査の適用を受けない法人や一定の条件を満たす法人については、この DISIF を翌年 6 月 30 日までに税務当局(SAT)に提出す

¹ 各種税法・施行令適用に関する管理・ 手続規定を定めたもので、日本でいう税 法基本通達のような位置付けにある。毎 年公表され、その年度中にも数回の追加・修正が行われる。

² 前年度収入が 1 億ペソ以上、前年度総資 産額が 7900 百万ペソ以上、前年度月平均 従業員数が 300 人以上のいずれかを満た す法人は税務監査の適用を選択できる。 監査人である会計士を通じて税務監査報 告書を提出し、内容に疑義がない場合に は、その法人に対して税務調査は実施さ れない。

る義務があります³。税務監査はその法人を監査する公認会計士が税務監査報告書を提出することとなっていますが、DISIF はその法人が SAT 指定のフォームに記入し、直接提出します。

DISIF 提出義務のある法人は以下のいずれかです。

- 1. 直近事業年度の累積収入が 644,599,005 ペソ以上である法人
- 2. 直近事業年度末において株式を上場している法人
- 3. グループ税制を適用しているグループ事業団体のすべて
- 4. 連邦政府の準国営機関
- 5. メキシコに PE(恒久的施設)を有し、活動を行っている外国法人
- 6. 外国法人又は非居住者と取引があるメキシコ国内法人

従って、取引規模がそれほど大きくない日系企業のメキシコ子会社であっても上記 6.の要件を満たす場合には DISIF 提出義務があると考えられていました。

第3修正での追加事項

第3修正では、DISIF提出の対象となる、外国法人又は非居住者と取引があるメキシコ国内法人について、直近事業年度における外国法人又は非居住者との取引合計額が30,000,000ペソ以下の場合には、DISIFを提出するかどうかを選択できることが明記されました。従って、30,000,000ペソ以下の場合にはDISIF提出不要となります。

一方、直近事業年度の外国法人又は非居住者と取引合計額が30,000,000ペソを超えたためDISIF提出義務のある国内法人は、以下の内容に関する情報をDISIFのフォームに記載する必要があります。

- 1. 外国法人又は非居住者と締結している金融デリバティブ取引
- 2. 国外における子会社・出資者・グループ会社に対する恒久的投資
- 3. 株式又は持分を有する株主又はパートナー
- 4. 関連者間取引
- 5. 外国法人又は非居住者との国外取引

以上、本件に関するご相談やご質問などございましたらお気軽にお問い合わせください。

Tax News 2

³ 連邦税法 (CFF) 32-H 条

Additional Information

Please let us know if you require any additional information:

Cd. Juarez

Francisco Solis <u>mx.gt.com</u>

Guadalajara

Mario Rizo Mario.Rizo@mx.gt.com T (52 33) 3817 4480

Daniel Santiago

Daniel Santiago@mx.gt.com
T (52 33) 3817 4480

Mexico

Santos Briz Santos.Briz@mx.gt.com T (52 55) 5424 6500

Pedro Zugarramurdi <u>Pedro.Zugarramurdi@mx.gt.com</u> T (52 55) 5424 6500

Ricardo Suarez <u>Ricardo Suarez@mx.gt.com</u> Precios de Transferencia T (52 55) 5424 6500

日系企業グループ メキシコ支部 (メキシコシティ)

比留川 茜

<u>Akane.Hirukawa@mx.gt.com</u> T (52 55) 5424 6500

Monterrey

Santos Briz Santos.Briz@mx.gt.com T (52 55) 5424 6500

Ricardo Suarez <u>Ricardo Suarez@mx.gt.com</u> Precios de Transferencia T (52 55) 5424 6500

Puerto Vallarta

Mario Rizo Mario Rizo@mx.gt.com T (52 322) 224 1297

Queretaro

Carlos A. Hernandez <u>Carlos A. Hernandez@mx.gt.com</u> T (52 442) 229 1547

Tijuana

Luis Fernando Acosta <u>Luis.F.Acosta@mx.gt.com</u> T (664)207-0050



To comply with the stated by the Federal Law on Protection of Personal Data in Possession of Individuals and its Regulation, you are notified that all Personal Data provided to Salles, Sainz Grant Thornton, S.C., will be treated strictly in terms of the corresponding privacy notice and according with the legislation related.

In the following link you will find the privacy notice in matters of Personal Data Protection: http://www.ssgt.com.mx/avisodeprivacidad.html Salles, Sainz Grant Thornton, S.C., is a member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one anothers acts or omissions. Please see www.ssgt.com.mx for further details.